

独国青山第 20 号  
令和 7 年 9 月 1 日

利用団体 各位

国立山口徳地青少年自然の家  
所 長 片 山 貞 実  
(公印省略)

### 食事のご利用キャンセルの際のキャンセル料の取扱等について

日頃より、当施設の事業に御理解、御協力を賜りまして御礼申し上げます。

このたび、食堂に注文した食事（食堂食・野外炊事用食材・弁当・補助食）の利用をキャンセルされる際のキャンセル料の取扱等につきまして、変更させていただきますのでご案内申し上げます。

昨今の食堂運営を取り巻く状況は、食材費の高騰にとどまらず、人件費のほか、光熱水費、配送費等の物価上昇が世界規模で起こっており、大変厳しい環境が続いております。

このような中、令和 7 年 10 月以降は、国立青少年教育振興機構の 28 教育施設の食堂の契約を一本化することにより、現在提供している食事の質及び量の維持と、安全・安心な食堂環境の両立を図ってまいります。

今回の 28 教育施設の食堂契約の一本化に伴い、食堂に注文した食事の利用をキャンセルされる際のキャンセル料の取扱等についても、令和 7 年 10 月以降は、別添のとおり、全施設統一の基準とさせていただきます。また、弁当注文につきましても一部変更をさせていただきます。ご利用の皆様にはご不便とお手数をおかけいたしますが、内容をご確認いただき、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

<別添> 食堂運営に係る変更点

#### 【問合せ】

国立山口徳地青少年自然の家

事業推進係 担当 丸

TEL : 0835-56-0113

Mail : tokuji-suishin@niye.go.jp